

## 安曇野市景観計画及び景観条例の改定・改正検討ポイントに対する前回審議会の意見への対応

項目	第32回安曇野市景観審議会での主な意見概要	対応方針	資料対応ページ
① 事前協議制度の導入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議の対象とする規模は、高さだけの指定でよいか。</li> <li>事前協議のなかで緑化や公園整備、壁面後退、建物のデザインの工夫など、質を高める（地域にとってプラスになる）ような議論ができるとうい。</li> <li>協議書類は、計画が固まる前のある程度ラフなものでよいということを規則に盛り込めると、この制度の趣旨が事業者とうまく伝わるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議の対象とする建築物の規模は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例の手続きとの整合を図り、以下のとおり設定する。 高さ：20m超 建築面積：1,000㎡超 敷地面積：5,000㎡超 ※建築物の建築及び工作物の建設の用に供する開発で宅地分譲を除く。</li> <li>事前協議では、建築物等の規模のほか、後退距離や形態、敷地内の緑化など、幅広く景観に対する配慮事項について協議を行えるものとし、事業者とともに周囲の景観との調和や魅力向上に資する形態的な配慮を見出す機会として、質の高い建築や開発の誘導を図ることで、企業ブランドの向上や安曇野市としての価値向上につなげ、官民連携で田園産業都市の実現に資する景観づくりの推進に寄与する仕組みとして位置づける。</li> <li>事前協議の際に求める資料は、協議に必要な情報の記載があればよいことを規則で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1（計画素案概要） →p.2 2（4）</li> <li>資料2-2（計画素案） →p.32</li> <li>資料3-1（条例素案概要） →p.1 2（4）</li> <li>資料3-2（条例素案） →第21条</li> </ul>
② 制限高への対応強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限高の30mはかなりの高さになるが、本当にそれでよいか。</li> <li>30mは現行のガイドラインに示されている高さだが、それ以下の建物でも、建設にあたって地域住民と上手く意思疎通できていないケースがあることを考えると、もう一步踏み込んで考えるべきではないか。</li> <li>同じ高さ（基準内）でも周囲との関係や形態次第では、魅力的になったり、逆に圧迫感をもたらしたりする可能性はある。</li> <li>ガイドラインの基準を景観計画の基準にして効力をもたせることは悪いことではないが、景観計画の基準に30mを新たに定めると「30mまでならよい」というアピールにならないかが懸念される。地域の方との議論も必要では。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30mは、これを超える届出があった場合に、景観法に基づいて勧告までは行うことのできる遵守基準として、景観計画に位置付ける。 ※現行では、30mはガイドラインに示された推奨基準であるため、これを超える届出があった場合でも、是正を求める勧告はできないため、そうした状況の改善を図りたい。</li> <li>30mまで許容する意図ではないことを明確に記載する。 ※事前協議制度の導入で、高さ20m超は事前の協議対象となるため、上記のような誤解がないよう事業者に伝えることができる。また事前協議のなかで、30m以内であっても、立地場所や形態に応じた配慮を求めることは可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1（計画素案概要） →p.1 2（1）</li> <li>資料2-2（計画素案） →別紙1-1</li> </ul>
③ 重点地区指定制度の導入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地区指定の候補となる協定地区も、協定を締結した方々の代替わりも進むなかで、協定があることで景観の質が担保されてきたことの評価は大事。重点地区指定がされたからといって、協定が廃止にならないようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地区指定制度を導入し、協定地区における重点地区の指定については、あくまでも協定側の意思によるものとし、地域住民の提案に基づいて重点地区を指定できる手続きを設ける。 ※重点地区の設定については今年度内に、協定地区の住民を対象にした意向調査の実施を各協定の代表者に依頼予定。</li> <li>土地利用基本計画に基づく山麓保養区域は、旧穂高町の時代から穂高町自然保護等指導基準及び長野県環境保全条例による建築物の規制により、良好な自然環境との調和を図りながら、別荘や飲食店舗、宿泊施設などを適切に受け入れ、質の高い保養観光地を形成してきたエリアで、山麓・山間部エリア内でも独自の基準（後退距離）を有しているため、ここを景観づくり重点地区の指定第1号「西山山麓重点地区」とし、重点地区に対する国の支援制度（景観改善推進事業）の活用等を促していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1（計画素案概要） →p.1 2（2）</li> <li>資料2-2（計画素案） →p.27 2（2）、別紙3-1、2</li> <li>資料3-1（条例素案概要） →p.1 2（1）・（2）</li> <li>資料3-2（条例素案） →第8条</li> </ul>
④ 眺望点の指定・活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客や地元民が多く訪れる場所（大王わさび農場など）からの景観が重要。</li> <li>3つのサイクリングコース上で立ち止まって景色を眺められる場所を候補にしてはどうか。また、これらのルートは眺望軸に加えてはどうか（あづみ野やまびこ自転車道はすでに眺望軸としての明示あり）。</li> <li>観光客の目線だけに偏らずに、住民にとっても大事な場所を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要眺望点指定制度を導入し、まずは県指定の眺望点8か所は景観重要眺望点に指定する。そのうちの1か所「等々力地区」は大王わさび農場に近接するポイントで、サイクリングなどでも多くの人を通るルート上にあります。</li> <li>次回改定時に住民アンケートも含め、良好な眺望点の調査を行い、追加指定を検討する。</li> <li>届出の際に添付を求める図書のうち行為を行う土地の状況を示す写真の撮影地点の参考とする眺望軸として、すでに記載のあるあづみ野やまびこ自転車道のほかこれを含む「安曇野市サイクリングコース」のルート、さらには「長野県一周サイクリングJapan Alps Cycling Road」を景観計画に明示しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2-1（計画素案概要）p.2 →2（3）</li> <li>資料2-2（計画素案） →p.17</li> <li>資料3-1（条例素案概要） →p.2 2（5）</li> <li>資料3-2（条例素案） →第28条</li> </ul>
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア設定も実態に合わせて見直しの議論すべき。例えば、国道147号沿いの穂高地域と豊科地域のまちなかエリアの間は田園エリアになっているが、豊科側はまちなかエリアのほうがふさわしいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画のエリア設定は、安曇野市土地利用基本計画の区域設定と整合を図った設定としており（まちなかエリアは拠点市街区域と準拠点市街区域）、ご指摘の地域は、国道沿いのを中心に住宅が連続的に立地する場所ではあるものの、都市計画上も都市的機能の誘導を図る地域ではないため、まちなかエリアへの変更は行わない。</li> </ul>	—